屋外広告物の許可申請に係るチェックリスト

・近年、屋外広告物の落下等による事故が多発しています。
・関係法令への適合及び手続の徹底を図るため、下記１～３をセルフチェックしてください。

１．高さ H が４m を超えるものは確認申請が必要となる可能性があります。申請の要否について、建築主事に確認してください。（建築基準法第 88 条）

（１）高さ H は４mを超えますか。　　□はい　→（２）へ　　□いいえ

（２）工作物確認申請は必要ですか。　　□はい　→（３）へ　　□いいえ

（３）まちづくり協議３号様式を提出してください。

２．防火地域内で、建築物の屋上に設置するもの、又は高さ H が 3m を超えるものは防火措置が必要です。（建築基準法第 64 条）

（１）防火地域内ですか。　　□はい　→（２）へ　　□いいえ

（２）建築物の屋上に設置するもの、又は高さ H が３mを超えますか。
□はい　→（３）へ　　□いいえ

（３）広告物の主要な部分を不燃材料で造り、又は覆っていますか。
□はい

３．道路を継続して使用するものは道路占用許可が必要です。（道路法第 32 条）

（１）道路を継続して使用しますか。　　□はい　→（２）へ　　□いいえ

（２）道路占用許可書（各道路管理者へ提出）の写しを提出してください。

広告物の高さ H の考え方

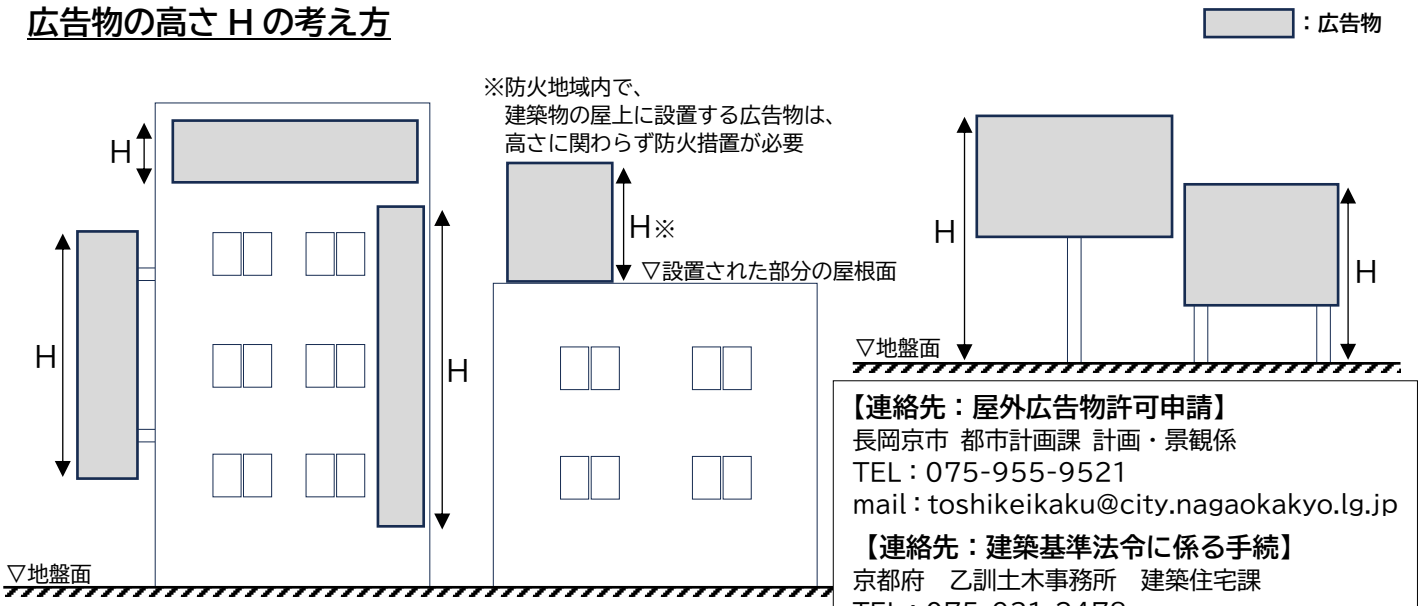

【連絡先：屋外広告物許可申請】
長岡京市　都市計画課　計画・景観係
TEL：075-955-9521
mail：toshikeikaku@city.nagaokakyo.lg.jp

【連絡先：建築基準法令に係る手続】
京都府　乙訓土木事務所　建築住宅課
TEL：075-931-2478